

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正等に伴い、江東区事務手数料条例の一部を改正する（都市整備部関係手数料）。

2 改正の概要

(1) 手数料の改定(別表第6関係)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく計画の認定申請において、区分所有者が住戸単位で認定を受ける仕組みから、管理組合が住棟単位で認定を受ける仕組みに変更となる。また、申請者の負担軽減を図るため、住宅性能表示制度における長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書をもって、長期使用構造等に係る基準に適合しているものとみなす。これらに伴い、申請手数料を改定する(2頁別表第6関係新旧単価表参照)。

(2) その他所要の規定整備を行う(別表第8関係)。

3 施行期日

令和4年2月20日から施行する。ただし、上記2(2)は、公布の日から施行する。

別表第6関係 新旧単価表(単位:円)

手数料の種類	提出内容	住宅の規模	種別	新単価 (A)	旧単価 (B)	差 (A-B)	
長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料及び変更認定申請手数料	① (旧単価) 長期優良制度における適合書を提出した場合 (新単価) 住宅性能表示制度における長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書を提出した場合	100㎡以内	新築住宅	7,100	7,200	-100	
			既存住宅	10,000	10,000	0	
		100㎡超500㎡以内	新築住宅	13,000	13,000	0	
			既存住宅	19,000	19,000	0	
		500㎡超1000㎡以内	新築住宅	22,000	23,000	-1,000	
			既存住宅	33,000	33,000	0	
		1000㎡超2500㎡以内	新築住宅	32,000	32,000	0	
			既存住宅	47,000	47,000	0	
	2500㎡超5000㎡以内	新築住宅	57,000	61,000	-4,000		
		既存住宅	85,000	88,000	-3,000		
	5000㎡超10000㎡以内	新築住宅	94,000	104,000	-10,000		
		既存住宅	140,000	151,000	-11,000		
	② (旧単価) 住宅性能評価書が提出された場合(長期使用構造等は別途区の審査が必要) (新単価) ①に統合のため廃止	100㎡以内	—	—	—	16,000	-16,000
			—	—	—	57,000	-57,000
		100㎡超500㎡以内	—	—	—	92,000	-92,000
			—	—	—	172,000	-172,000
		500㎡超1000㎡以内	—	—	—	295,000	-295,000
			—	—	—	455,000	-455,000
	①、②以外の場合 (長期使用構造等及びその他の基準を区で審査する場合)	100㎡以内	新築住宅	52,000	47,000	5,000	
			既存住宅	78,000	68,000	10,000	
		100㎡超500㎡以内	新築住宅	122,000	109,000	13,000	
			既存住宅	183,000	160,000	23,000	
		500㎡超1000㎡以内	新築住宅	196,000	175,000	21,000	
			既存住宅	293,000	255,000	38,000	
1000㎡超2500㎡以内		新築住宅	386,000	345,000	41,000		
		既存住宅	579,000	504,000	75,000		
2500㎡超5000㎡以内		新築住宅	691,000	617,000	74,000		
		既存住宅	1,037,000	903,000	134,000		
5000㎡超10000㎡以内		新築住宅	1,188,000	1,062,000	126,000		
		既存住宅	1,782,000	1,522,000	260,000		
譲受人を決定した場合の計画変更認定申請(建売住宅等)	—	—	—	2,300	2,100	200	
認定を受けた地位の承継承認申請(相続、売却等)	—	—	—	2,300	2,100	200	

江東区事務手数料条例 新旧対照表

現行				改正案			
本則 (略)				本則 (略)			
別表第1～別表第5 (略)				別表第1～別表第5 (略)			
別表第6 都市整備部関係手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく事務に係る手数料及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく事務に係る手数料を除く。)(第6条関係)				別表第6 都市整備部関係手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく事務に係る手数料及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく事務に係る手数料を除く。)(第6条関係)			
事務	手数料の名称	額	徴収時期	事務	手数料の名称	額	徴収時期
(略)				(略)			
7 9	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第2項の規定に基づく申請があった場合には、一の建築物について9の項に掲げる額(申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合に	1件につき、次の1から3までの区画に属する住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、次に掲げる額(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申請があった場合には、一の建築物について9の項に掲げる額(申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合に	7 9	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第2項の規定に基づく申請があった場合には、一の建築物について9の項に掲げる額(申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合に	1件につき、次の1及び2に属する住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、次に掲げる額(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申請があった場合には、一の建築物について9の項に掲げる額(申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合に

	<p>おいては、当該昇降機 1 基について 1 0 の項又は 1 1 の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)を、当該建築物における認定申請戸数で除した額(その額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)</p> <p>1 申請に併せて区長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項各号(第 3 号を除く。)に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(1) 1 0 0 平方メートル以内のもの及び一戸建ての住宅(住宅の</p>		<p>は、当該昇降機 1 基について 1 0 の項又は 1 1 の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)</p> <p>1 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 1 1 年法律第 8 1 号)第 6 条の 2 第 5 項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合</p> <p>(1) 1 0 0 平方メートル以内のもの及び一戸建ての住宅(住宅の</p>
--	---	--	--

	用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)		用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)
	ア 新築住宅(新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことはないもの(建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。)をいう。以下この項及び次項において同じ。)		ア 新築住宅(新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことはないもの(建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。)をいう。以下この項及び次項において同じ。)
	<u>7,200円</u>		<u>7,100円</u>
	イ (略)		イ (略)
	(2) (略)		(2) (略)
	(3) 500平方メー		(3) 500平方メー

	<p>トルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p> <p>ア 新築住宅</p> <p><u>23,000円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p> <p>ア 新築住宅</p> <p><u>61,000円</u></p> <p>イ 既存住宅</p> <p><u>88,000円</u></p> <p>(6) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</p> <p>ア 新築住宅</p> <p><u>104,000円</u></p>		<p>トルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p> <p>ア 新築住宅</p> <p><u>22,000円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p> <p>ア 新築住宅</p> <p><u>57,000円</u></p> <p>イ 既存住宅</p> <p><u>85,000円</u></p> <p>(6) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</p> <p>ア 新築住宅</p> <p><u>94,000円</u></p>
--	---	--	--

	イ 既存 住宅 151, 000 円			イ 既存 住宅 140, 000 円
	2 申請に併 せて住宅の 品質確保の 促進等に関 する法律(平 成11年法 律第81号) 第6条第1 項の設計住 宅性能評価 書(同法第5 条第1項の 住宅性能評 価に係る部 分について 長期優良住 宅の普及の 促進に関す る法律第6 条第1項第 1号に掲げ る基準に適 合し、かつ、 当該住宅性 能評価のう ち構造の安 定に関する ことについ て建築基準 法施行令第 81条第2 項第1号ロ の限界耐力 計算以外の 方法により 評価された			

	<p>ものに限 る。)が提出 された場合</p> <p>(1) 100 平方メー トル以内 のもの及 び一戸建 ての住宅 16,0 00円</p> <p>(2) 100 平方メー トルを超 え、500 平方メー トル以内 のもの 57,00 0円</p> <p>(3) 500 平方メー トルを超 え、1,0 00平方 メートル 以内のも の92, 000円</p> <p>(4) 1,00 0平方メ ートルを 超え、2, 500平 方メート ル以内の もの1 72,00 0円</p> <p>(5) 2,50 0平方メ</p>				
--	--	--	--	--	--

	<p>メートルを 超え、5、 000平 方メー トル以 内の もの 2 95,00 0円</p> <p>(6) 5,00 0平方 メー トルを 超え、1 0,000 平方メ トル以 内の もの 455,0 00円</p>		
	<p>3 1及び2 以外の 場合</p> <p>(1) 100 平方メ トル以 内の もの 及び 一戸 建て の住 宅 ア 新 築 住宅 47,0 00円</p> <p>イ 既 存 住宅 68,0 00円</p> <p>(2) 100 平方メ トルを 超え、 500平 方メー トル以 内の もの</p>		<p>2 1以外 の場合</p> <p>(1) 100 平方メ トル以 内の もの 及び 一戸 建て の住 宅 ア 新 築 住宅 52,0 00円</p> <p>イ 既 存 住宅 78,0 00円</p> <p>(2) 100 平方メ トルを 超え、 500平 方メー トル以 内の もの</p>

	<p>ア 新築 住宅 <u>109,</u> <u>000</u> 円</p> <p>イ 既存 住宅 <u>160,</u> <u>000</u> 円</p> <p>(3) 500 平方メー トルを超 え、1,0 00平方 メートル 以内のも の</p> <p>ア 新築 住宅 <u>175,</u> <u>000</u> 円</p> <p>イ 既存 住宅 <u>255,</u> <u>000</u> 円</p> <p>(4) 1,00 0平方メ ートルを 超え、2, 500平 方メート ル以内の もの</p> <p>ア 新築 住宅 <u>345,</u> <u>000</u> 円</p>		<p>ア 新築 住宅 <u>122,</u> <u>000</u> 円</p> <p>イ 既存 住宅 <u>183,</u> <u>000</u> 円</p> <p>(3) 500 平方メー トルを超 え、1,0 00平方 メートル 以内のも の</p> <p>ア 新築 住宅 <u>196,</u> <u>000</u> 円</p> <p>イ 既存 住宅 <u>293,</u> <u>000</u> 円</p> <p>(4) 1,00 0平方メ ートルを 超え、2, 500平 方メート ル以内の もの</p> <p>ア 新築 住宅 <u>386,</u> <u>000</u> 円</p>
--	---	--	---

		イ 既存 住宅 <u>504,</u> <u>000</u> 円			イ 既存 住宅 <u>579,</u> <u>000</u> 円
	(5)	2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの		(5)	2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの
		ア 新築 住宅 <u>617,</u> <u>000</u> 円			ア 新築 住宅 <u>691,</u> <u>000</u> 円
		イ 既存 住宅 <u>903,</u> <u>000</u> 円			イ 既存 住宅 <u>1,03</u> <u>7,00</u> 0円
	(6)	5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの		(6)	5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの
		ア 新築 住宅 <u>1,06</u> <u>2,00</u> 0円			ア 新築 住宅 <u>1,18</u> <u>8,00</u> 0円
		イ 既存 住宅 <u>1,52</u> <u>2,00</u> 0円			イ 既存 住宅 <u>1,78</u> <u>2,00</u> 0円

<p>80 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更申請手数料</p>	<p>1件につき、次の1から3までに掲げる区分に応じた、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分については、当該増加する部分の床面積)に応じ、次に掲げる額(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合には、一の建築物について9の項に掲げる額(申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合には、当該昇降機1基につ</p>	<p>変更認定申請のとき</p>	<p>80 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更申請手数料</p>	<p>1件につき、次の1及び2に掲げる区分に応じた、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分については、当該増加する部分の床面積)に応じ、次に掲げる額(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合には、一の建築物について9の項に掲げる額(申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合には、当該昇降機1基につ</p>	<p>変更認定申請のとき</p>
--	---------------------------	--	------------------	--	---------------------------	--	------------------

		<p>いて10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)を、当該建築物における変更認定申請戸数で除した額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)</p> <p>1 申請に併せて<u>区長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号(第3号を除く。)</u>に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(1) 100平方メートル以内のもの及び一戸建ての住宅 ア 新築住宅 7,20</p>			<p>項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)</p> <p>1 申請に併せて<u>住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し</u>が提出された場合</p> <p>(1) 100平方メートル以内のもの及び一戸建ての住宅 ア 新築住宅 7,10</p>
--	--	---	--	--	---

		<p style="text-align: center;"><u>0円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 5 0 0 平方メー トルを超 え、1, 0 0 0 平方 メートル 以内のも の</p> <p>ア 新築 住宅</p> <p style="text-align: center;"><u>23, 0</u></p> <p style="text-align: center;"><u>00円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 2, 5 0 0 平方メ ートルを 超え、5, 0 0 0 平 方メート ル以内の もの</p> <p>ア 新築 住宅</p> <p style="text-align: center;"><u>61, 0</u></p> <p style="text-align: center;"><u>00円</u></p> <p>イ 既存 住宅</p> <p style="text-align: center;"><u>88, 0</u></p> <p style="text-align: center;"><u>00円</u></p> <p>(6) 5, 0 0 0 平方メ ートルを 超え、1 0, 0 0 0 平方メー トル以内 のもの</p>	
		<p style="text-align: center;"><u>0円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 5 0 0 平方メー トルを超 え、1, 0 0 0 平方 メートル 以内のも の</p> <p>ア 新築 住宅</p> <p style="text-align: center;"><u>22, 0</u></p> <p style="text-align: center;"><u>00円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 2, 5 0 0 平方メ ートルを 超え、5, 0 0 0 平 方メート ル以内の もの</p> <p>ア 新築 住宅</p> <p style="text-align: center;"><u>57, 0</u></p> <p style="text-align: center;"><u>00円</u></p> <p>イ 既存 住宅</p> <p style="text-align: center;"><u>85, 0</u></p> <p style="text-align: center;"><u>00円</u></p> <p>(6) 5, 0 0 0 平方メ ートルを 超え、1 0, 0 0 0 平方メー トル以内 のもの</p>	

		<p>ア 新築住宅 104,000円</p> <p>イ 既存住宅 151,000円</p> <p>2 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書（同法第5条第1項の住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令第81条第2項第1号ロの限界耐力</p>			<p>ア 新築住宅 94,000円</p> <p>イ 既存住宅 140,000円</p>
--	--	--	--	--	--

		<p>計算以外の方法により評価されたものに限る。)が提出された場合</p> <p>(1) 100平方メートル以内のもの及び一戸建ての住宅 16,000円</p> <p>(2) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 57,000円</p> <p>(3) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 92,000円</p> <p>(4) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 172,000円</p>				
--	--	--	--	--	--	--

		<p>0円</p> <p>(5) 2,500</p> <p>0平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p> <p>295,000円</p> <p>(6) 5,000</p> <p>0平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</p> <p>455,000円</p>				
	3	<p>1及び2</p> <p>以外の場合</p> <p>(1) 100平方メートル以内のもの及び一戸建ての住宅</p> <p>ア 新築住宅</p> <p>47,000円</p> <p>イ 既存住宅</p> <p>68,000円</p> <p>(2) 100平方メートルを超え、500</p>		2	<p>1以外の</p> <p>場合</p> <p>(1) 100平方メートル以内のもの及び一戸建ての住宅</p> <p>ア 新築住宅</p> <p>52,000円</p> <p>イ 既存住宅</p> <p>78,000円</p> <p>(2) 100平方メートルを超え、500</p>	

		平方メートル以内のもの ア 新築住宅 <u>109,000</u> 円 イ 既存住宅 <u>160,000</u> 円 (3) 500 平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの ア 新築住宅 <u>175,000</u> 円 イ 既存住宅 <u>255,000</u> 円 (4) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの ア 新築住宅				平方メートル以内のもの ア 新築住宅 <u>122,000</u> 円 イ 既存住宅 <u>183,000</u> 円 (3) 500 平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの ア 新築住宅 <u>196,000</u> 円 イ 既存住宅 <u>293,000</u> 円 (4) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの ア 新築住宅	
--	--	---	--	--	--	---	--

		<u>345,</u> <u>000</u> 円 イ 既存 住宅 <u>504,</u> <u>000</u> 円 (5) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア 新築 住宅 <u>617,</u> <u>000</u> 円 イ 既存 住宅 <u>903,</u> <u>000</u> 円 (6) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの ア 新築 住宅 <u>1,06</u> <u>2,00</u> <u>0円</u> イ 既存 住宅			<u>386,</u> <u>000</u> 円 イ 既存 住宅 <u>579,</u> <u>000</u> 円 (5) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア 新築 住宅 <u>691,</u> <u>000</u> 円 イ 既存 住宅 <u>1,03</u> <u>7,00</u> <u>0円</u> (6) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの ア 新築 住宅 <u>1,18</u> <u>8,00</u> <u>0円</u> イ 既存 住宅
--	--	--	--	--	---

		1,520円	
		2,000円	
		0円	
8 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定に対する審査	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定した場合の当該計画の変更認定申請手数料	1件につき 2,100円	変更認定申請のとき
8 2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請	1件につき 2,100円	承認申請のとき
(略)			

		1,780円	
		2,000円	
		0円	
8 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項の規定に基づく譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定に対する審査	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請	1件につき 2,300円	変更認定申請のとき
8 2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請	1件につき 2,300円	承認申請のとき
(略)			

別表第7 (略)

別表第8 都市整備部関係手数料(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料)(第6条関係)

事務	手数料の名称及び額	徴収時期
(略)		
5 (略)	(略)	(略)
	(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(略)
	(略)	
(略)		

備考 (略)

別表第9 (略)

別表第7 (略)

別表第8 都市整備部関係手数料(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料)(第6条関係)

事務	手数料の名称及び額	徴収時期
(略)		
5 (略)	(略)	(略)
	(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(略)
	(略)	
(略)		

備考 (略)

別表第9 (略)

附 則

- この条例は、令和4年2月20日から施行する。ただし、別表第8の5の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に係るこの条例による改正後の江東区事務手数料条例別表第6の80の項の規定の適用については、同項中「)の手数料を加えた額)」とあるのは、「)の手数料を加えた額)を、当該建築物における変更認定申請戸数で除した額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」と読み替えるものとする。